義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第九十七号**

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正）

**第一条**　義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

**第二条**　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和四年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

**附　則**

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子
内閣総理大臣　石破　茂

---

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第九十八号**

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

**第一条**　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、六一八円」を「七、二八五円」に、「八、二八三円」を「八、八五〇円」に、「九、七九五円」を「一〇、二六三円」に、「一〇、九二三円」を「一一、二四八円」に、「一一、九一八円」を「一二、四三八円」に、「一二、五九〇円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、五六八円」を「六、一一〇円」に、「六、四七〇円」を「六、九六五円」に、「七、〇三八円」を「七、三八五円」に、「八、〇九三円」を「八、三二〇円」に、「八、九五〇円」を「九、〇六三円」に、「九、三九八円」を「九、五〇八円」に改める。

**第二条**　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「及び第三号から第六号までのいずれか」を削り、「二百十七円」を「四百三十四円」に、「第二号」を「第二号から第五号までのいずれか」に、「三百三十四円」を「二百十七円」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第六条の二第二項第二号中「八万千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同項第四号中「四万六百円」を「四万二千七百円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「一〇、二六三円」を「一〇、七六八円」に、「一一、二四八円」を「一一、九一八円」を「一二、六二五円」に、「一二、五九〇円」を「一三、〇九八円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「六、九六五円」を「七、〇四五円」に、「七、三八五円」を「七、五〇五円」に、「八、三二〇円」を「八、六二三円」に、「九、〇六三円」を「九、二七〇円」に、「九、五〇八円」を「九、六二〇円」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次条の規定は、公布の日から施行する。

（補償基礎額の改定等に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の別表の規定は、令和六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

**第三条**　第二条の規定による改正後の第一条第三項及び別表の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

2　施行日から令和八年三月三十一日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものについての第二条の規定による改正後の第一条第三項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」と、「四百三十四円」とあるのは「三百八十四円」と、「それぞれ」とあるのは「配偶者である扶養親族については百円を、それぞれ」とする。

（介護補償の額の改定に伴う経過措置）

**第四条**　第二条の規定による改正後の第六条の二第二項の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

文部科学大臣　阿部　俊子
内閣総理大臣　石破　茂